

独占禁止懇話会第226回会合議事録

1. 日時 令和6年3月8日（金）14：00～15：52

2. 場所 対面とオンラインの併用開催

3. 出席者

【会員】柳川会長、有田会員、依田会員、今井会員、及川会員、大野会員、
鹿野会員、河野会員、竹川会員、武田（史）会員、土田会員、
野原会員、二村会員、細田会員、宮崎会員、森会員、山下会員、
山田会員、由布会員、吉田会員

【公正取引委員会】古谷委員長、青木委員、泉水委員、三村委員、吉田委員

【公正取引委員会事務局】

藤本事務総長、藤井官房総括審議官、品川官房政策立案総括審議官、
塚田官房審議官（企業結合担当）、南官房総務課長、岩成経済取引局長、
深町経済取引局総務課長、天田調整課長、鈴木調整課企画官、
片桐取引部長、久保田相談指導室長、亀井企業取引課長、
山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長、大胡審査局長

4. 議題 ○適正な価格転嫁の実現に向けた取組

○「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の
考え方」の改定案

○電力分野における実態調査（卸分野）

○実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のための
ガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー

○岩成経済取引局長 それでは、定刻になりましたので、第226回独占禁止懇話会を開
会いたします。

本日、古谷委員長ですけれども、国会対応がございまして、対応の終了
次第出席する予定としております。

では、ここからの議事進行については、柳川会長にお願いいたします。

○柳川会長 柳川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。是非とも活発な御意見交換のほど、よろしくお願いいたします。

最初の議題は、「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」です。

亀井企業取引課長と山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長から、御説明をお願いいたします。

○亀井企業取引課長 ただいま御紹介いただきました企業取引課の亀井と申します。

お手元の資料の1ページをお願いいたします。

中小企業等の価格転嫁円滑化に向けた取組ということで、特に最近賃上げがテーマになってきております。賃上げするにもそのための原資がしっかりと確保されることが必要だということで、そのために取引価格にしっかりと転嫁ができる、そんな環境整備に取り組んできているところでございます。

令和3年12月に公表いたしました「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」、内閣官房を中心に取りまとめたものでございます。これに基づきまして、公正取引委員会におきましてもそれまでにはない意欲的な取組をしてきているというところでございます。

令和4年12月には「優越緊急調査」を行っております。12月に調査結果を公表しまして、発注企業4,030社に注意喚起文書を送付する、また、多数の受注者に対して協議することなく価格を据え置く行為が確認された13社の企業名を公表するというをいたしております。

また、下請法の法律の厳正な執行ということで、下請法の重点調査を行っているということ。また、事業者団体に対しても業界そのものの慣行を変えていただくということで、自主点検ということもお願いしております。

令和5年も引き続きこういった取組を行っておりまして、アドボカシー、法律の執行、昨年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」というものも策定、公表してまいっております。このように非常に取組を強化してきております。

個別につきましては、担当の山本から御説明させていただきます。

○山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長 それでは、担当の優越的地位濫用未然

防止対策調査室の山本から御説明申し上げます。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」でございます。

昨日、厚生労働省が発表した今年1月の毎月勤労統計調査の速報の結果から、一人当たりの賃金は物価を考慮した実質で前年同月比0.6%減少、22か月連続のマイナスとの報道がなされておりますとおり、いまだ急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついておりません。

この急激な物価上昇を乗り越え持続的な構造的賃上げを実現するためには我が国の雇用の7割を占める中小企業において価格転嫁率が低く、特に課題のある労務費をいかに適切に転嫁できる環境を作るかが大きな課題であると認識しております。

このため、公正取引委員会では昨年5月から労務費の転嫁に重点を置いた特別調査を行うことで、業界ごとの実態の把握を進め、これを踏まえて内閣官房と共に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、11月に公表させていただきました。

資料の6ページを御覧ください。

本指針の性格の欄に書いてありますとおり、本指針では発注者と受注者双方にとっての行動指針としてそれぞれが採るべき行動を取りまとめてございます。

また、独占禁止法上の優越的地位の濫用、又は下請法上の買ったたきとして問題となるおそれがある行為を明らかにしてございます。

発注者の採るべき行動といたしましては、下の欄にありますとおり、例えば、行動①労務費の転嫁を受け入れる取組方針を経営トップまで上げて決定し、経営トップがその方針、又はその要旨などを社内外に示し、取組状況を定期的に経営トップに報告すること、行動②受注者から求められていなくても定期的に協議の場を設けること、行動③根拠資料の提出を受注者に求める場合は、地元の最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する価格については、合理的な根拠のあるものとして尊重すること、行動④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁のため受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、要請額

の妥当性の判断に反映させることなどを盛り込んでございます。

次に、資料7ページを御覧ください。

受注者の採るべき行動といたしましては、例えば、行動①で労務費の転嫁の交渉の仕方について、国、地方公共団体等の相談窓口に相談するなどして積極的に情報収集して交渉に臨むこと、行動②で、根拠資料としては最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いることなどを盛り込んでおりまして、発注者と受注者の双方において実際の価格交渉の場において役立てていただけるような実効性のある指針となっております。

また、資料の8ページを御覧ください。

本指針につきましては、発注者に対して具体的にどのように要請したらよいか、参考となる様式の例も添付してございます。

この説明資料では都合で省略しておりますけれども、指針本体では取組事例や参考情報を多数盛り込んでございまして、多くの皆様には是非本体の資料を御一読いただきたいと考えてございます。

続きまして、昨年12月に公表しました特別調査の結果でございます。

10ページを御覧ください。

令和4年の緊急調査に引き続きまして、令和5年も特別調査という形で価格転嫁円滑化の取組に関する調査を行いました。

独占禁止法の考え方につきましては、この上の箱にありますとおり、令和4年2月にQ & Aという形で公表させていただいております。特別調査も緊急調査も同様ですが、これに該当する行為の有無等を調査したというものになります。

そして、調査の対象は39業種を中心に11万名を超える事業者への書面調査、令和4年の緊急調査で注意喚起文書を送付した約4,000名に対するフォローアップ調査、そして緊急調査のときに事業者名公表を行った13名に対するフォローアップ調査をそれぞれ行いまして、8,000名を超える事業者に対して注意喚起文書を送付いたしました。

次のページを御覧ください。

調査対象者数が増えたことから、緊急調査のときは約4,000名でしたけれ

ども、今回は8,000名ということになってございますけれども、送付の割合につきましては特別調査のときには若干減少したということでございました。また、業種別の件数はここに書いてある表のとおりでございます。

12ページを御覧ください。

サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況につきましては、取引段階を遡るほど、数量ベースで7割以上の商品サービスについて価格転嫁が認められた割合が減少しておりまして、特に労務費率の高いサービス業は製造業や流通業に比べて低いという結果になりました。

13ページを御覧ください。

この真ん中の業種は上の業種に対して、発注者と書いてある青いところに対しまして価格転嫁ができていない。他方で、オレンジ色、下の業種に対しては価格転嫁を認めていないというものでございます。いずれも同業が含まれているという結果でございました。そこで、これらの業種、ここに書いてある真ん中の業種というのは多重下請構造が存在し、かつ価格転嫁が円滑に進んでいないということが分かりました。

続きまして、14ページを御覧ください。

令和4年12月に事業者名公表を行った13名のその後の取組状況についてでございます。結論といたしましては、全体として価格転嫁円滑化の取組が相当程度進められていたというものでございました。

各社のそれぞれの取組につきましては、紙面の都合上省略しておりますが、報告書本体の別紙5において各社の取組をそれぞれ掲載させていただいておりますので、そちらを御覧いただければと考えております。

その一方で、それでもなお価格交渉もなく価格は据え置かれているという声も聞かれてございました。これは本社の方では対応についてきちんと努力されていると思われませんが、現場の調達部門など担当レベルまではその対応はまだまだ浸透しない可能性があるということが考えられております。

続きまして、15ページを御覧ください。

これらの結果を踏まえまして、今後の取組でございますが、まず独占禁止法Q&Aや労務費指針の普及にまずは取り組むこと、そして、2番目に

書いてございますが、再度注意喚起対象者1,255名に対する直接の説明や事業者名公表13名に対する個別の説明といった直接の説明を行うこと、そして、4番目に書いてございますけれども、令和6年も労務費指針を踏まえた調査を幅広く行っていくことなどに取り組んでいくことを記載させていただきまして、現在、当室において鋭意取り組んでいるところでございます。

私からは簡単でございますが、以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見について、まずは事前に登録された方から順次指名させていただきますので、御発言をお願いいたします。

事前登録以外の方についても御質問、御意見などございましたら、会場にいらっしゃる方は名札を立てていただいて、オンラインの方は挙手ボタンを押していただき、御発言の希望をお示しいただければと思います。

それでは、事前登録の方からですが、まずは及川会員、お願いいたします。

○及川会員 特別調査で明らかになった課題と今後の取組ということで、私ども支援機関としましてもこういった資料に基づいて、会員、中小企業に転嫁について促しているところでございます。そういった中でどういうタイプが転嫁しやすいのか、また難しいのかということも日々悩んでおりました、例えばこういう調査の中から取引年数が長いほど転嫁の割合が高いとか、あるいは逆に取引年数が短いとなかなか転嫁が難しいとか、そういう調査の過程プロセスで何かお分かりになったことがあれば、今後の支援機関としてのヒントにしたいと思っております。もしありましたら、お聞かせください。

以上です。

○柳川会長 どうぞ、お願いします。

○亀井企業取引課長 今回の指針で御説明させていただきました労務費の転嫁がなかなか難しいというのが1個の課題だと思います。

エネルギーと材料は転嫁できるけれども、労務費について転嫁できない

という声がたくさんございました。労務費は受注者側の努力で何とかしなさいということもたくさんあるようでして、なので今回、特に労務費の転嫁にフォーカスした指針を示させていただいたというところでございます。

○山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長 補足でございますが、取引年数について御指摘がありましたけれども、今回は価格転嫁に特化した調査をしておりまして、広く満遍なく実態を調査するという、通常公正取引委員会がやっている実態調査とタイプが違いまして、取引年数については調べておりませんでして、恐縮ですがそこは回答を持ち合わせてございません。御容赦ください。

○柳川会長 それでは、続いて細田会員、お願いいたします。

○細田会員 御説明ありがとうございました。商工会議所の会員企業を対象とした昨年10月の調査では、コスト増加分につきまして4割以上の価格転嫁が実現できた企業は半数強という結果が出ております。半数強ということですから、一定程度進捗していると思います。

一方、労務費の価格転嫁ということになりますと、4割以上の価格転嫁を実施できた企業は3割にとどまっている状況です。逆に、3割に迫る企業が全く価格転嫁できてないと回答しております。先ほどの御説明にもございましたが、労務費の価格転嫁というのは非常に難しいということが、商工会議所の調査からも分かると思います。

そんな中、公正取引委員会が労務費の転嫁にフォーカスされたのは大変力強いことだと思っております。

中小企業におきましては、労務費の転嫁というのは非常に難しく、そこに対するサポートを是非お願いできればと思います。一方、資料の8ページにある価格交渉の申込み様式（例）の中には、原材料価格、エネルギーコスト、労務費、その他を記載する欄があり、自社のコスト構造が明らかになってしまいます。これは中小企業にとって、非常にやりにくいです。

一方、前段では公表資料で交渉するよう記載されているので、整合性がどうも合っていないという感じがいたします。

また、資料の12ページと13ページで、サプライチェーンの多重構造の中で末端にいくほど価格転嫁が難しいというお話がございました。私の商売

でも、メーカーから問屋があつて、問屋、問屋、問屋と続いて一般の小売とつながりますが、メーカーがせっかく値上げをできても、末端の問屋や小売ではそこまで値上げができていません。逆に商品によっては宣伝用の目玉商品として安売りされることもあり、サプライチェーンの中のどこかが泣かされていることがみてとれます。

こうしたことも是非突っ込んで調査していただければ有り難いと思いません。いずれにしても、最初の方にもお話がございましたが、中小企業は物価上昇に価格転嫁が追いつかない中で賃上げを迫られているというのが実態です。社員に辞められてしまつては人がいなくて仕事が続けられなくなる労務倒産が起りかねないので、何とか引き止めるためにも賃金を上げなければなりません。そのための原資がないという状況になっているということを是非御理解いただきたいと思えます。

日経平均株価が4万円を超えるなど、景気のいい話が出ていますが、中小企業の現場にもその恩恵が及んでほしいと思っております。

以上でございます。

○亀井企業取引課長 まず、2点、御指摘いただきました1点目の様式であります。

これは本文の方には会員御指摘のとおり、丸裸にならないように、なので公表資料ベースで交渉してくださいと。我々調査の中では労務費の転嫁をするときに、幾ら払っているのかとか、中の資料をたくさん出しなさいと言われる。そうすると、それを出してしまうと、丸裸になってしまうので、かえって価格交渉力が弱まってしまう。そうならないようにということで、なるべく公表資料を使ってください。それは合理的なものですから、ということ是指針の本文に書いてございます。

この8ページにお示した様式はそれを模式化しているだけでして、8ページの様式のポイントは2点でございます。一つは原材料とかエネルギーとは別に労務費だけでも交渉できるようにというような様式であります。また、労務費の中身もこれは指針に沿って書いているんですけども、労務費の上昇額と書いておりますけれども、公表資料を用いて埋めてください、当該企業の具体的な賃金の状況は書かなくてよいというようなことにしております。そういう意味で本体に書いた趣旨を落とし込んだフォーマ

ットにしたつもりでございます。

もう一つ、問屋さんの事例がございました。今日はここで具体的に紹介しませんでしたけれども、別途事業者団体の自主点検という取組をやっております。これは業界の皆さんに実態調査をお願いしまして刈り取っているということですが、そこで非常に特徴的なのがやはり卸と小売にはまだまだ課題があるというところがみえてきております。

この転嫁の取組に対して、何もやってなかったという回答が卸とか小売は非常に高いという状況がみえておりますので、ここは事業所管省庁とともに一生懸命働きかけを強めていく必要があると思っております、今、一緒に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○柳川会長 ちょっと確認なんですけれども、8ページの例で書いてある労務費の上昇額、改定前の支払実績とかというのは、当該企業のものでなくていいということなんですかね、今の御説明だと。

○亀井企業取引課長 改定前はそうなんですけれども、上げ幅、そこから更に上げてくださいというときに、上昇額が支払実績に、最低賃金や春季労使交渉額の上昇率を乗じて算出ということなので、去年このぐらいの実績だった、そこはありますけれども、ただ幾ら上げるのかということについては、具体的に幾ら上げたのかではなくて、公表資料のものに乗じて概算で要求してくださいという趣旨でございます。

○柳川会長 という辺りは少しそういうふうに見えるように、文章を変えられるのであれば、これは様式の例なので、法律でもないのに、誤解がないようにできるのであれば、誤解がないように少し考えていただければと思います。

○亀井企業取引課長 工夫してまいりたいと思います。

○柳川会長 それでは、続きまして、大野会員、お願いいたします。

○大野会員 経団連といたしましても、原材料費、労務費の上昇を含めたコスト、あるいは付加価値の適正な価格転嫁を行い、これを慣習として定着させて、ソーシャル・ノルムすなわち社会的規範として確立していく取組を進めているところでございます。ここでは3点ほど経済界の取組を御紹介させていただければと思います。1点目は従来からでございますけれども、パー

トナーシップ構築宣言の公表、実効性の向上というものを呼び掛けておりまして、本年3月1日時点で、経団連会員企業約1,560社、うち838社が宣言を公表しているというところにまで来ております。

2点目でございますが、経団連の憲法ともいべき企業行動憲章というものがございます。これを改定いたしまして、パートナーシップ構築宣言の趣旨を憲章本体の内容に盛り込む方向で今検討しているところでございます。

3点目でございますけれども、経団連といたしましては、今年1月16日に本年の春季労使交渉協議における経営側の基本的な方針を示します「2024年版経営労働政策特別委員会報告」、1月17日には日本商工会議所、経済同友会と3者連名で「構造的な賃上げによる経済好循環の実現に向けて～価格転嫁など適正化の推進～」を公表しております。両文書では先ほど御説明のありました労務費転嫁指針を踏まえて、各企業に取引適正化に向けた積極的な対応を求めているところでございます。

経団連といたしましては、今後とも競争の遵守、適正な取組の徹底を通じて大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築してまいりたいと考えております。

公正取引委員会を含めまして、多くの皆様とも協力して進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○柳川会長 ありがとうございます。

そのほか、御発言を御希望の方は。

由布会員、お願いいたします。

○由布会員 1点だけお願いといたしますか、コメントをさせていただきます。

継続調査をなさるということは私も大賛成で、頑張ってもらいたいと思いますが、そのときの継続調査の内容として、どのくらい価格転嫁が適切に行われたかということだけではなくて、この指針の中で発注者、受注者ともにこういう点に注意してということをつかりやすく書いていらっしゃるけれども、特に発注者の方は、これまでの行動様式と全く違うことも多々あるんじゃないかなと思うわけです。

トップの関与などと言われて、社長さんが俺は何をすればいいんだなん

ていうことも出てくるんじゃないかと、ちょっと想像しているわけございまして、本当の意味でこの指針を定着してもらうために、指針に沿って価格交渉を行っていく上で、どこがやりにくかったというか、余りに実態にそぐわないところがあったのかということをチェックして、徐々に実態に沿った内容にしていいただけると、より効率的になるのではないかなと感じております。

以上です。

○亀井企業取引課長 この指針に書いてあるのは割と意欲的な内容が多々あります。これはベストプラクティスに則って書いているので、ここに書いている内容は実はやっていらっしゃる企業さんがいるということです。なので、多くの方がどうかは分かりませんが、実際やっていらっしゃる方がいるので、これに沿ってやってくださいという指針でございます。

ただ、いわゆるトップランナーをモデルにして書いているところもございまして、実際にこれを実践していくに当たってどういう課題があるのかというのは調査の方でもしっかり酌み取っていただけるようなものにしてまいりたいと考えています。

○山本優越的地位濫用未然防止対策調査室長 1点だけ、指針の方は具体的に、皆さんどうしていいかわからないということのないように事例をたくさん、先ほど御紹介いたしましたけれども、書かせていただいておりますが、ポンチ絵をさっきの説明資料だと紙面の都合で書けないものですから省略していますが、本当は本体の方を読んでいただきたく、そこには事例とか問題となり得るものとかもいろいろ書かせていただいておりますので、それを私の方も一生懸命、今後いろいろなところで説明してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○細田会員 よろしいですか。中小企業の経営者が分厚い書類を読んで、それに合った交渉ができるかということをよく考えていただきたいと思います。確かに机上では今のようなお話になると思います。しかし、実際に価格交渉を行う人たちの多くは、そうしたことができるレベルにないということをよく覚えておいていただきたいと思います。

○亀井企業取引課長 ありがとうございます。よくよく肝に銘じて。

今のフォーマットを示していますのは、我々なりの工夫の一つでございます。これをもって価格交渉に臨めるようにということで、一つ作らせていただいたということと、あと今、日商さんでも分かりやすいパンフレットを作ってくださいたり、あと中小企業庁の方でもそういう絵入りのパンフレットを作って、大部にならないようなもので、かつ交渉の現場でも使えるようなものを意識して、そういったものをたくさん作っていたり、取り組んでおります。これはいかされて初めて意味があるものだと思っておりますので、引き続き、御協力をお願いしたいと思います。

○柳川会長 吉田会員、お願いいたします。

○吉田会員 丁寧な御説明、ありがとうございます。

ちょっと今までのお話と関連するところなんですけれども、今回は転嫁がなされているかという御調査だったということなので、もしかしたら関係ないかもしれないですが、質問させていただきます。感覚として、受注者側というのは実際に値上げをしてほしい、ということを実際に要請しているのかいないのか、しているのにもかかわらず拒否されているのか、あるいはしてもいないのか、というところはどうかというのはいささか気になります。実際にそれを申し出ることすらやりにくい、実際は申し出たいんだけど申し出ることすらできないという状況であるとすれば、大変問題かなと思います。その意味で、今回発注者側から定期的な協議を実施させるということについても大変よろしいかなと思ったんですが、現在、その点についてはどのような感触か教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○亀井企業取引課長 3ページをお願いしたいと思います。

これは労務費指針を作るに当たっての特別調査でございますけれども、今、御指摘の点、労務費に限った点でお示しさせていただいておりますけれども、労務費割合の高い6業種の方々が実際に価格交渉ができていないか、また、価格交渉をした方が実際に転嫁に結び付いているか、いないか、こういう状況をまとめたものでございます。

この円グラフがそれでございます。オレンジ色のところがそもそも要請していない、協議できていないということです。サービス産業、特に情

報サービス業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、不動産取引業、これらは要請できてないという方々が非常に多いということが1点目です。

情報サービス業と技術サービス業を御覧いただきますと、要請できてない方は過半数なんですけれども、勇気を出して要請した方々は、非常に転嫁ができていているという実態があるので、そういうことも踏まえると、まずは要請する、協議するということが一つのポイントなんだろうなと思っておりまして、なのでこの指針では協議ができるようにということで努めたつもりでございます。

他方で、ビルメンとか道路貨物運送業の方々が、要請はできているんだと、ただそこから先に進めない、業界ごとに特徴があると思いますけれども、特に労務費の割合が高いところは要請の段階でまず一つの大きなネックがあるということだととらまえております。

○柳川会長 そのほかいかがでしょうか。オンラインも特にはよろしいですか。

今、御質問、御意見があったように、実効性の確保というのが大きな経済政策の中で重要な話ですけれども、実効性の確保は重要だということだと思います。引き続き御検討いただければと思います。

それでは、次の議題であります「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定案について、鈴木調整課企画官から御説明をお願いいたします。

○鈴木調整課企画官 調整課の鈴木でございます。今日はよろしく願いいたします。

私の方からお手元の資料に沿って、またスクリーン上の資料に沿って御説明させていただきます。

「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」、少し長いのでグリーンガイドラインと我々は呼ばせていただいておりますけれども、こちらは昨年の3月に策定公表させていただいたものでございます。独占禁止懇話会では前々回となりますけれども、昨年の6月のこの独占禁止懇話会で内容について私の方から説明をさせていただいたものでございます。

概要が今お示ししております1ページ目の資料でございます。

このグリーンガイドラインにつきましては、この資料の一番下にご書いてございますが、カーボンニュートラルに向けた企業の皆様の取組を更に後押ししていくためには継続的な見直しをしていくものであるということを書いておまして、昨年この場におきましても私の方からも継続的な取組を進めていくことを御説明させていただいたところでございます。

この場でも会員の皆様からも貴重な御意見を頂きまして、その後、我々事業者の皆様との意見交換、具体的な相談事例もございましたので、そういったものを踏まえまして昨年10月の段階で、このグリーンガイドラインについて改定を実施するというのを公表させていただいております。

こちらが資料2ページ目のものでございます。

10月以降、具体的な改定案につきまして検討を行ってまいりまして、ガイドラインの策定から1年を待たないタイミングとなりましたけれども、今年2月15日には改定案についてのパブリックコメント手続を開始させていただいたところでございます。

本日は資料の3ページ目以降、この改定案についての説明資料となっておりますけれども、時間が限られておりますので3ページの資料を基にこの改定の三つのポイントについて御説明させていただきたいと思っております。

まず、改定案の一つ目のところに書いてございますけれども、事業者等から要望が多かった共同の設備廃棄等に関する考え方につきまして、例えば生産数量のような競争上重要な事項に関する情報交換であるとか、それらを制限する行為であったとしても海外からの輸入の圧力、需要者からの競争圧力などを考慮いたしますと、独占禁止法上問題とならずに実施可能な場合があるということを明確化させていただいております。

この部分につきましては、山口県の周南市にございます周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルに向けた共同の取組について御相談を頂いております、この周南コンビナートにおける取組についてはガイドラインの改定案の公表と同じ日に、独占禁止法上問題なく実施していただけるという旨を判断して公表させていただいております。

次に2点目でございますけれども、カーボンニュートラルの実現に向けた取組ということで、どのような方法で脱炭素効果を測定していくのかと

いった点につきまして、昨年のガイドラインではそこは触れられていなかったんですけども、この点につきましては環境省、経済産業省と連携しまして具体的な測定方法、評価に対する考え方というのを追記させていただいております。

また、3点目といたしまして、そのほか情報発信であるとか、情報交換、また物流分野における優越的地位の濫用行為、また企業結合等の行為につきまして、事業者の皆様からニーズがございましたので、そういったものに応える形で想定例や解説の拡充をしております。

この改定案につきましては、今後3月18日までパブリックコメント手続をしておりますので、そこまでに提出された御意見を踏まえて検討を行ってまいりまして、目途としましては春頃を目標に改定の成案の公表を行っていきたいと考えております。

このカーボンニュートラルの取組につきましては、2050年に向けた取組ということがございますので、今回の改定で対応して終わりということでは決してございませんので、今後も継続的に事業者の皆様等含めまして意見交換をしながら更なる対応について検討を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それではただいまの御説明に対する御質問、御意見について私が指名させていただきます後に御発言をお願いいたします。

まずは事前登録していただいた大野会員、お願いいたします。

○大野会員 昨年2月にパブリックコメントがあった際も経団連としては迅速な見直しを継続的にお願いしたいとお願いしておりました。正に迅速な御対応をしていただきまして本当に感謝しております。また、この改定案の中には先ほどの御説明にもありましたように、企業からの意見等を積極的に反映していただいているということで評価をしているところでございます。

改定案におきましては、企業が特に懸念を示しておりました共同で行う設備廃棄や共同調達等につきまして、生産数量等の競争上の重要な事項に係る制限行為であっても、海外からの輸入圧力、需要者からの競争圧力、

隣接市場の影響などによって独占禁止法上問題とならない場合が明示されたことについて歓迎いたします。

また、共同の取組に関して、競争者との情報交換を行うときの対応について、従来もこうすれば大丈夫だという例を示していただきたいということをお願いしてきたところ、今般の改定案の中にも具体例を盛り込んでいただいているということで、感謝しております。

関連して1点だけ申し上げますと、実際には共同の取組に具体的に踏み込んでいく前に一定の情報交換を実施する必要があるわけですが、これについては公正取引委員会の事前相談を活用するのが非常に難しいと想定しております。このガイドラインの改定に当たっても、そのような非公式の事前相談を行う際に公正取引委員会として情報交換の可否について判断できることを明示していただければ、より取組の加速につながると考えているところでございます。

今後、企業のグリーントランスフォーメーションの取組が一層進展することが期待されます。そのような必要がある中で、今後とも公正取引委員会におかれましては企業からの相談事例も踏まえつつ、定期的かつ継続的にガイドラインを見直していただければと思います。

○鈴木調整課企画官 大野会員、ありがとうございます。

まず、お答えする前に、経団連の皆様にはこの改定につきまして、またガイドラインの周知等につきましても御協力していただきましてこの場を借りて改めて御礼申し上げます。

御指摘いただきました情報交換の問題につきましては、企業の皆様も非常にここについては是非最初にやるべきこととしてしっかりいろいろなことをやっていきたいとおっしゃっておられまして、なかなか難しいのは、いろいろな業種、いろいろなパターン等がございますので、なかなか一般的にこうであれば問題ないというやり方をお示しするのが、やや難しい面もございますけれども、そこは是非我々としても前広に御相談していただいたり、考え方を聞いていただいて、それを踏まえて検討していただければと思います。

引き続きこういった情報交換について、もう少し何か考え方をお示しす

ることができないかというところを頂いた相談等を踏まえながら前向きに継続的に検討していきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○柳川会長 それでは、続きまして二村会員、お願いいたします。

○二村会員 それでは、私から2点、発言させていただきます。

一つは、脱炭素効果の測定方法及び評価に関する考え方の明確化について、ということで6ページでしょうか。温暖化対策推進法や省エネ法に基づく算定方法ということで、明示していただいている点は非常にいいと思います。また、参照する法令やガイドラインとしても適当だと思えます。

気候変動対策の重要性が増すにつれて、それに向けた取組の実証性が問われていると思います。客観的な表示についてのルールを示すことは消費者にとっても非常に有効だと思っています。

ただし、例えば温室効果ガスの排出量の計算方法がそれぞれのガイドラインによって少しずつ異なっていたり、また算定の範囲などが異なっているということもありますので、そういった点には御留意いただきたいと思えます。

事業者間で、あるいは同じ事業者でもその時期や目的によって算出のルールが異なる可能性がありますので、そういった点を考慮に入れて、事業者の情報公開の在り方についても点検していただければと思います。

それから、もう一つ、中小の物流事業者に対する優越的地位の濫用の行為に関する想定例の追加で、ここも大変重要なところだと思っております。サプライチェーンを通じた脱炭素の取組も世界的に加速しているところで、このようなケースは増えているのではないかと思います。

例示を頂いたので非常にいいと思いますが、自動車以外にも、例えば省エネ装置の導入とか温室効果ガスの排出係数の小さい電力を調達してほしいとか、多様なケースが考えられますので、引き続き検討をお願いしたいということと、あわせて気候変動対策だけではなく、サプライチェーン上の例えば人権配慮ですとか、生物多様性問題などの取組についても求められることが増えていると思います。取引関係の中でこういう社会的な取組が推進されるということは大切なことで私としても非常によいことだと思

っていますが、そのことが優越的位置の濫用などを引き起こさないような注意喚起ですとか、監視等は必要ではないかと思っております。

以上です。

○鈴木調整課企画官 二村会員、ありがとうございます。

昨年6月のこの場でも二村会員から表示の問題等について御指摘いただきまして、そこも一つの手掛かりとさせていただきながら、各省庁との連携について検討させていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

御指摘いただいた点、我々引き続き重要な点だと思っております、脱炭素効果のところ、なかなか公正取引委員会の職員も専門性がない部分もございますので、しっかりと他省庁と連携を取りながら対応していきたいと思っておりますし、消費者向けの表示の部分は、やはり消費者庁の方で担当していただく必要があるかと思いますが、事業者向けの表示、表示の根拠、脱炭素効果の正確性みたいなところについては、しっかりと我々の方でも一定の確認ができるような形で、各省庁と連携を取りながら取組を進めていきたいと考えております。

また、物流、サプライチェーンの問題につきましても、こちらも昨年何人かの会員の皆様から御指摘いただいた重要な点だと引き続き認識しております、こちらも御指摘いただいたとおり、自動車以外のケースも様々出てくると思っておりますので、今後しっかりと具体的なケースがまた出てくる方がいいわけではないと思っておりますけれども、出てきてしまったり懸念の声が聞こえてくれば、それにしっかりと対応する形でガイドラインについても見直しを進めていきたいと思っております。

また、人権等を含めたその他SDGsと呼ばれるような目標についても既に昨年出したガイドラインの中でもこのガイドラインの考え方が他のSDGsの目標についても使える可能性がありますよということを書かせていただいておりますけれども、引き続きそういったところについても検討を進めていきたいと考えております。

○柳川会長 それでは、続きまして、土田会員、お願いいたします。

○土田会員 今日の事前に配られた資料から私はガイドラインのマイナーチェンジか

など思っていたんですけれども、実はガイドライン新旧対照表を見ますと、相当に大きな改定だというふうに認識しております。生産数量や販売価格など、ハードコアの競争制限についても一定の条件付ながら独占禁止法上問題とならないこともある、ということが何箇所も書いてあるということです。

地球温暖化とか気候変動とか人権、ディーセント・ワーク、SDGs、これらが重要だというのは認識しているつもりですけれども、だからといって独占禁止法がハードコアの共同行為についても緩和されていくということはどうかとも思っております。したがって、私はこのガイドライン改定につきましては、少なくとも申しましょうか、控えめに言っても、慎重な検討が必要だというふうに思っております。

そういう立場から少しお尋ねをしたいんですけれども、例えばガイドライン案の想定例14にはこういうことが書いてあるんですね。「新しい生産設備の仕様等の検討に当たって、3社は、各社の商品Aの生産数量や販売価格について、情報遮断措置を講じることなく、情報交換を行った」。

しかし、私が見て分からないのは、なぜ生産設備の仕様の検討に当たって、商品の販売価格についてまで情報交換が必要なのかということです。商品Aと書いてあって、ちょっとイメージが分からないので、商品Aの例のようなものも含めて教えていただければと思います。

それから、もう一つ、想定例16というものには、生産設備の共同廃棄というのが出てまいります。X、Y、Zの3社がCO₂をたくさん排出する設備を共同廃棄するという事になって、VとかWという有力な競争者がいる、あるいは輸入圧力がある、だから競争の実質的制限にはならないというふうに書いてあるんだと思います。

しかし、CO₂をたくさん排出する古い設備を廃棄したいのは、VとかWも同じなのではないか。結局、古い設備を廃棄するというのはVとかWも含めて廃棄しないとまとまらないのではないかという気がします。残るのは輸入圧力だけということになると思いますけれども、輸入というのはそう多いとは限らないし、コンスタントに輸入があると限らない。余り当てにならないのではないかと思います。

ここは共同廃棄の話ですけれども、価格の協定についてもこういうことが言われます。価格協定というのは有力な競争者を取り込んで合意を成立させないと実効的には成立しない。そのような事を考えると、設備の共同廃棄についても、市場に有力な競争者が残っているという想定がどれぐらい現実的なのが私にはよく分からない。ここら辺り、鈴木さん、事業者から御相談があったんだろうと思いますし、意見交換をされているんだと思いますので、ちょっと具体的な例がありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○鈴木調整課企画官 土田先生、ありがとうございます。

まず、総論的にお答えいたしますと、当然、公正取引委員会としてもまず競争をしっかりと確保していくことが大事だと思っておりますので、緩和ということではなくて、今回、前回もそうでございますけれども、ガイドラインでお示ししているのは明確化でございます、競争をしっかりと維持した上で、事業者の皆様には必要な取組を進めていただくという考えの下でガイドラインを作っているということをまず申し上げたいと思っております。

具体的な事例について幾つか御指摘を頂きましたのでお答えしたいと思います。

想定例14というところで書かせていただいている情報交換が問題になる事例として書いているものでございますが、そこでは先生御指摘のとおり価格の情報について交換することは問題となります、ということで事例を書いております。これは正に問題となる事例として書いているもので、たとえそのグリーン、脱炭素が目的であったとしても先生が正に御指摘のとおりで価格まで調整しなければいけないということはなかなか考えにくいところがございますので、そういったところまで調整するというのは問題となりますよ、という想定例として書いていますので、中にはあり得るのかもしれませんが、今のところ価格の調整等まで必要な行為というのはなかなか出てこないのではないかと考えております。

想定例16の方につきましては、生産設備の共同廃棄というところで、こ

ちらは問題なく実施できる場合というのを今回追加で書かせていただいたものでございますけれども、先生のおっしゃるとおりX、Y、Z、V、Wという5社が出てまいりまして、XとYとZと共同して生産設備の転換を行うという事例でございます。

実際にはいろいろなことがあり得ると思っております、先生のおっしゃるとおりVとかWも一緒になってやるということがあるかもしれないですけれども、飽くまでこれは想定例ということでございますので、ここでは5社のうちの3社が共同で行った場合であって、V、Wというのは引き続き単独又はその2社で何らかの形で対応を進めていくということを前提としておりますので、そういう事例においては問題ないということもあり得るのではないかとこのように考えております。

最後におっしゃった価格の引上げ効果であるとか生産数量を少なくするようなことがある程度市場占有率を持たないと実施できないのではないかとこの御指摘だと思うんですけれども、正にここで事業者の皆さんが実際にやろうとしているのは価格の引上げ、生産数量を引き下げるということを目途としてやろうとしているわけではなくて、飽くまでその生産設備を転換していくときに、1社ではなかなか難しいような事情が投資の規模等の問題であるということですので、そういう場合においては価格の引上げ等が伴わないような形で生産設備の更新等が行われるということは十分考えられるのではないかとこのことで、問題ない事例というのを紹介させていただいているというものでございます。

私から、ひとまず回答は以上でございます。

○土田会員 一言だけよろしいでしょうか。

要するに、想定例の現実味ということだと思えます。想定例というのは頭の中だけでひねり出したものなのか、それともいろいろ事業者の方々と意見交換や何かをされる中で出てきて、こういうことがあるということと書かれているというものなのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

○鈴木調整課企画官 両方ございまして、ある程度はもちろん事業者の皆様からの御要望、御意見を踏まえたものでございますので、具体的な事実関係にも即したのものにはなっておりますけれども、一方で、具体的な取組というのは

まだ出てきている段階、これから具体的なところが詰まっていくような段階でもございますので、想定例については幾つかは実際ある正に事実ベースの想定例もございましたけれども、ある程度想定して書いている部分というのもございますので、そこは今後できればいろいろな具体的な相談事例が出てくれば、できるだけ事実に即したものに変わっていきたいなと思っておりますけれども、現状で言うとそれらが混ざったような形になっているというのが実態でございます。

○土田会員 分かりました。ありがとうございます。

○柳川会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか、皆さん。

最後の土田会員のお話は本質的なところだと思いますので、しっかりお考えいただければと思います。

河野会員、オンラインで御発言御希望でしょうか。

○河野会員 御説明、ありがとうございました。

私はこのグリーンガイドラインの検討にも少し関わらせていただいておりますので、今回こういう形で中身がより充実した形での改定が提案されているということに対しましては、とてもよかったなというふうに思っております。

やはりカーボンニュートラルですとか、GXの実行計画とか、そういったものが社会に実装されていくときに、競争なのか連携協働なのかというところが、特に企業の皆様にとってみると、非常に悩ましいところですから、公正取引委員会様が率先してこういうふうなガイドラインという形で国の施策を後押しするような形で判断基準を示されているということは、とてもよかったかというふうに思っております。

昨年公開されたときに、具体的にどのくらい相談事例が挙がってくるんだろうと、こういう解決すべき社会課題に対して企業の皆さんがどういう反応をするんだろうというのは、とても関心があるところでしたが、具体的にどのくらいの相談事例があって、その相談事例というのは、先ほどの土田先生のお話にも関係すると思っておりますけれども、ガイドラインの精度、確度を上げていくというところに寄与するような相談があったのかどうか、それを伺えればと思っております。よろしく申し上げます。

○久保田相談指導室長 相談指導室長の久保田と申します。よろしくお願いいたします
す。

まず、相談件数の話でございますけれども、昨年グリーンガイドラインを公表して以降、グリーン事案については十数件程度の相談が寄せられております。

その相談の中身については、一般的な考え方を聞きたいという、具体的な取組がまだ定まっていないような事案であったり、また一方でもう少し煮詰まった形で具体的な取組が相談されたというものもございます。

先ほど、鈴木の方から説明の中でありましたとおり、周南コンビナートの事案は、詳細な相談が寄せられましたので、今回のガイドラインにもその内容が反映されているというふうに認識しております。

○河野会員 どうもありがとうございました。もう少しこのガイドラインの存在が社会に浸透していろいろな相談事例が集まって、より実効性の高いものになることを期待しております。また、一般国民から考えるとこれがグリーンに着目しているというだけにとどまらず、例えばサステナビリティという視点でも、もしかしたら連携とか協働ということが求められる社会情勢になるかもしれませんので、これを一つのきっかけとして競争プラスアルファの考え方が浸透していくといいかなと思いました。ありがとうございました。

○柳川会長 そのほか、よろしいですか。

どうぞ、竹川会員、お願いします。

○竹川会員 このグリーン社会に関する競争政策というのは、欧州とかアメリカとかこの辺はどういうふうになっているのか。それをある程度整合性をとらないと競争力の問題にもなるので、その辺、ちょっとお聞かせください。

○鈴木調整課企画官 これはグローバルな問題でございますので、非常に重要な点でございます。ヨーロッパの方で比較的議論が進んでおりまして、我々と同じような形でガイドラインを出すというような取組がEU、加盟国レベルでも進んでおります。

ヨーロッパでは、ガイドラインの策定等の取組は進んでいると聞いていますけれども、実際に私も1月にロンドンに行かせていただきまして、ヨ

一ロッパの当局の方々と意見交換をさせていただいてきましたけれども、基本的には同じような考え方で、同じような取組を進めているという状況でございます。

今のところアメリカの競争当局の方では、具体的な動きは出てないという状況でございますので、アメリカでは、少しここの部分の動きはややちょっと遅れているといえますか、まだ明確な動きは出ていないという状況でございます。

アジアでは、シンガポールとかオーストラリアとか、いろいろな世界各国でサステナビリティと競争、この問題については議論されたり、取組が進んでおりますので、我々もそういった議論の中でしっかりと先導していただけるように、日本企業のためにも予見可能性、透明性をもって事業を進めていただけるように取組を進めていきたいと思っております。

○柳川会長 そのほか、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、「電力分野における実態調査（卸分野）」について、天田調整課長から御説明をお願いいたします。

○天田調整課長 それでは、1月に公表させていただきました電力分野における実態調査報告書につきまして、御説明をさせていただきます。

報告書は実は90ページぐらいになる資料でございますので、今回は時間の関係もありますので、今投影しておりますポイントの資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

電力分野につきましては、これまでも実態調査をやってきておりますけれども、前回の大きな調査は2012年で、その後、様々な制度改正ですとか環境変化があった中で、今回、改めて競争環境に関して課題がないかといったことで調査を行っているものでございます。

今回公表しました報告書は、特に発電分野と小売分野をつなぐ卸分野にフォーカスをいたしまして報告書を作成しております。

卸分野につきましては、端的に申し上げますと、発電と小売を両方やっている既存のプレーヤーと小売のみを行っている新しく入ってきたプレー

ヤーとの公正な競争をどうやって確保していくかという問題になるかと思
います。

今回の報告書の提言の概要を簡単に御紹介させていただきますと、まず
資料の提言の第1-①の新電力の電源アクセス機会の確保ということでご
ざいますけれども、現状、発電事業における旧一電のシェアは非常に高く
て約7割くらいございます。したがって、新電力にとっては旧一電が
持っている既存電源へのアクセス機会の確保というものが競争上重要にな
るわけですが、この点に関しまして、今回の報告書では旧一電が持
っている電源のうち、完全に自社のみで建設費や固定費を負担している電
源を除いては新電力は、他社にアクセス機会を付与することが競争政策上
望ましいということをお述べております。

具体的には、自由化される前の地域独占の下ではいわゆる総括原価方式
といわれる料金規制があった時代に立てられた電源ということになりまし
て、ここでは電源の建設や維持費用というものを独占営利への需要家から
料金として徴収して立てられたものということになりますので、そうした
電源については広く需要家全体の利益の実現のために供されるべき性質の
電源というふうに考えられますし、また近年、容量市場という仕組みを作
って、小売事業者から広く拠出金を出させて将来の供給能力を確保してい
くという仕組みがございますけれども、こういった広く小売事業者から費
用負担を求めた上で、維持している旧一電の電源というものも当然他社に
アクセス機会を与えてしかるべきであるという考え方を示しております。

新電力の電源アクセス機会の確保に関しては、経済産業省の政策として
は旧一電の発電部門、発電会社に対して自社のグループ内の小売事業者と
グループ外の小売事業者を差別しないで、同一の条件で電気を卸売するよ
う要請する取組を令和3年度から行っているところでございますけれども、
この内外無差別な卸売の取組を通じて、競争環境を確保していこうとして
いるのが現況になるわけですが、そうした現況の中で今回の調査で
私どもが指摘している課題としては大きく三つあるというふうに思ってお
ります。

本日は時間の関係がありますので、この課題の一番上の箱に書いてあり

まず旧一電小売による卸売及び既存の長期契約というところに絞って御説明させていただきますと、これは旧一電の発電部門とそれから小売部門が組織的に分離されて別会社になっているエリア、具体的には東京エリアと中部エリアにおける課題ということになりまして、現状この二つのエリアではこの二つのエリアの新電力は分離した発電会社から電力を調達するのではなくて、分離した小売会社の方から調達するということが常態化しているという課題がございます。

原因としては、分離した発電会社が卸売対象量の全てとかほとんど全てを旧一電の小売会社に対して卸売をしているからでありまして、これは経済産業省が内外無差別の取組を行う前に結ばれた長期契約を背景とするものなんですけれども、その結果として、新電力から見ると発電会社に対するアクセス機会が全くないとか、極めて限定化されているということございまして、その結果として新電力は旧一電の小売会社の方に電気を調達で求めているという状況になっております。

こういった状況が公正な競争環境として好ましくないのは、この二つのエリアでは旧一の小売会社が新電力への卸価格とか卸売の量を差配できてしまうということでありまして、新電力から見ると、自らの仕入れ原価、数量という、競争上重要な情報を同業者である旧一電小売に把握されているということが常態化しているということでもあります。

これに対する競争政策上の考え方として、旧一電の小売会社は改めて調達量の見直しを行うということによって新電力が発電会社から直接電力を購入できるようにすることが望ましいということ、それから、少なくとも発電会社は今結んでいる長期契約の契約満了時には安易に自動更新するのではなくて、新電力に対しても広く取引機会を与えるべく必要かつ十分な情報開示をすることが望ましいということを指摘しております。

次のページにいきまして、提言の第1-②の相対契約における契約条件の是正ということがございますけれども、こちらは新電力の電源アクセスが確保されたとしても、そのときの取引条件がグループ内外で不当に差別的だと、競争環境としては好ましくないということになりますので、実際の契約条件についての課題を整理したのになります。

取引条件については、先ほど申し上げた経済産業省において目下進められております内外無差別というものがあまして、グループ内外で同一の条件で卸売をするという取組が進められておまして、この取組そのものは公正な競争環境確保に資するものとして評価しているところでありますけれども、ただしそのグループ内外で同一条件で取引していたとしても、そのときの競争上の効果が旧一電と新電力とで異なることはあり得ますので、その点は留意していきましょうということであります。

具体的には卸売契約において、旧一電の発電部門が転売の禁止とか供給エリアの制限、供給量の条件を定める事例が見られるんですけれども、例えばエリア外で供給してはならないという条件を付す場合に、エリア外に進出するインセンティブが基本的には少ない旧一電の小売と、一方で今後広く様々なエリアに出ていきたいというような新電力とではエリア外で供給してはいけないという制限を課された場合の事業活動に与える制約というのは相当異なりますし、また供給量の上限条項を課すときに、前年度の需要実績値を上限とするようなこともあるんですけれども、これを内外で同一の条件を課しているとしても、古くからビジネスを行っていて、これから顧客を増やしていくということは余りなくて、需要量が安定している旧一電小売には余り影響はないと思われましてけれども、これから顧客を増やしていこうとする新規参入事業者にとっては、前年度の実績が供給量の上限となってしまうと、事業活動の制約が大きくなりますので、こういったものはグループ内外で同一の条件が課されているとしても、効果は異なることになるので、競争政策上好ましい条件設定ではないということになります。

合理的な理由がなく、こういった条件を課して卸売を行うということは独占禁止法上問題となるおそれもありますので、その点今回指摘しておりますけれども、一方で経済産業省の方において来年度、令和6年度以降の取引からこういった制限条項を解除緩和していく方針を既に明らかにしているところがございますので、この取組の進展が期待されるところであります。

それから、続きまして、提言の第2でございます。旧一電の発電部門と

小売部門の在り方ということでありますけれども、こちらは旧一電の発電部門によるいわゆる不当な内部補助、具体的には卸売価格に関して新電力に比して旧一電小売部門に不当に安い価格で卸売を行うことのほか、卸価格はグループ内外で同一であったとしても、旧一電の小売部門が小売価格に関して発電部門の利益を使って調達価格を下回るような水準を設定するという懸念を防ぐための仕組みづくりがテーマとなるものになります。

経済産業省の方では、内外無差別の取組を進める中で、グループ内外の卸価格の同一性を見ているだけではなくて、小売価格との整合性というものをウォッチしております、その中で旧一電小売の調達価格が小売価格を上回るケースが複数確認されているんですけれども、その大きな背景としてよく指摘されるのがいわゆる規制料金の存在になります。

御案内のとおり家庭向けの低圧電気については、自由料金のほかに規制料金も残されておまして、規制料金認可制になりますけれども、燃料費の増加に伴う調整については、今でも機動的に行うことはできるんですけれども、その場合に上限が設けられておりますので、上限以上に燃料費が上昇してしまうと、それ以上に料金は上げられないということになります。

小売価格が調達価格を下回るとい現象が、もし言われているように、本当にその規制料金の仕組みゆえに起きてしまうということであれば、新電力は当然規制料金に対抗せざるを得ないので、新電力も調達費用を下回る価格設定が強いられるということになってしまいますので、こういった状況は仮に長期期間続くということになると、規制料金の存在が結果的に持続的な競争環境を損なうことになってしまうおそれがあるというふうに考えています。

したがいまして、提言第2の①ですけれども、まずは経済産業省、電取委において、調達価格と小売価格の整合性を監視する際に、より精緻に見ていった方がよいのではないかという提言をしております、規制料金の影響というものをしっかり把握するためにも現状の電取委が行っている監視手法というのは電圧種別ごとに調達価格と小売価格の整合性を見ているのではなくて、調達価格と小売価格の加重平均のウォッチをしているんですけれども、それをもう少し精緻に見て行って、電圧種別ごとに小売価格

が適正な水準になっているかウォッチしていった方が望ましいし、そういったウォッチしていった結果、本当に規制料金が小売料金設定の障害になっているということであれば、制度的な是正に向けた検討を行うことが望ましいという指摘をしております。

次の提言第2の②ですけれども、こちらは内部補助が行われていないかの担保をより直接的に行う仕組みの検討をしていってもよいのではないかとということをございまして、例えばということで、発電部門と小売部門で部門ごとに損益計算書を作成させて、それを公認会計士や監査法人が監査してその監査証明書を電取委・エネ庁に提出するという形で監視の実効性を高めることを検討することが考えられるのではないかと提言をしております。

そして、提言第2の③として、①、②の取組を進めてもなお公正な競争が確保されないということになれば、内部補助の懸念をなくすという意味では、発電小売の組織を分離するという、いわゆる発電分離を行うことも考えられるということをございまして記載しております。

その場合に、発電分離を行う際に、自社の小売部門とだけ大量の長期契約を結ぶといった差別的な取扱いが行われないようにしっかり監視することが大事になりますので、発電分離の意義を高めるために留意すべき点として、分離時における差別的取扱いをしっかり監視する必要があるということをございまして付言しております。

以上が、今回の報告書の提言になりました。今後の取組なんですけれども、今回は卸分野にフォーカスした報告書になるんですけれども、引き続き発電ですとか小売の分野についても調査を行っていくことにしております。また今回卸分野の提言をしてありますけれども、独占禁止法上問題となるような具体的な事例に接した場合には、当然厳正に対処していくということとしております。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見をお願いいたします。事前登録していただいた二村会員、お願いいたします。

○二村会員 この旧一般電気事業者と新規参入事業者というのはやはりとても大きな力の差がありますので、引き続きこのように監視や検証をしていただくということは非常に重要だと思います。特に今回の提言は経済産業省に対しても是非しっかり受け止めていただきたいと思いますところでは。

カルテル問題を機に、電力・ガス取引監視等委員会と公正取引委員会の間でも問題意識の共有が進んだのではないかと考えております。継続的な取組を期待したいと思います。

その上で、2点申し上げたいと思います。一つは提言第1-①の方になりました長期契約の件ですけれども、これはやはり今の時点から遡ってやめなさいということは難しいということは理解しておりますけれども、やはり客観的に見ても電力自由化の環境としては問題が大きいと思っています。是非契約満了時にきちんとした形に持っていけるようにしていただきたいと思っています。

それから二つ目に、相対契約の非対象性のところに着目していただいた点は非常に重要だと思います。電力市場が非常に乱高下するという環境もあって、多分どこの小売事業者の方も安定的な経営ということのために相対の契約を増やしていく環境にあるのではないかと考えておりますので、この点に御注目いただいているということは重要だと思いました。

それから、これは今回の報告書そのものについての意見ではないのですが、電力の安定供給のためという役割が当然ありますので、経済産業省の側では様々、容量市場や送配電部門の調達の市場の制度ですとか様々設計されていますが、そういったものが競争環境の点から見て、どういうふうに働いているのかという検証も必要かと思っています。

どうしても経済産業省の側では安定供給という側面からの設計が一番重要で、当然そちらの方に寄っていくと思いますので、少し離れたところから制度について点検していただくことも必要ではないかと考えておまして、そういう意味では公正取引委員会にも期待したいと思います。

以上です。

○天田調整課長 御意見ありがとうございます。

最後に御指摘していただいた発電分野に関しては、安定供給の要請とい

うことは当然あるのですけれども、今後カーボンニュートラルというところで、より新しい技術を取り込んだ形での非化石発電の推進ということも制度設計として大事になってきますので、より競争的な手法とか技術中立性が確保された制度設計をされるかというところについて、今後も見えてきます。

○柳川会長 続いて、オンラインで御参加の土田会員、お願いいたします。

○土田会員 非常に詳細な実態調査で私も知らないことをいろいろ教えていただきまして、ありがとうございました。

2、3質問させていただきたいんですけれども、資料、概要の3ページでございます。

提言第1ということで、報告書第5-1と書いてあって、かつて総括原価方式がとられていたとか、新電力も容量拠出金を支払っているということ根拠にして新電力の電源へのアクセスの機会が確保されてしかるべきではないかと書いてあるかと思いますが、機会と書いてあるがアクセス権とは書いてないのかなと思うわけです。

それはともかくとしまして、新電力が容量拠出金などを払っているというようなことを理由にして、電源の何割くらい、総発電量の何パーセントくらいにアクセスする機会が認められてしかるべきだということがいえるのかどうか、ちょっとその辺り、余りよく分からないところなんですけれども、もしお分かりになれば、教えていただければというのが一つでございます。

それから、4ページのところなんですけれども、新電力が調達できている電力の量というのは、旧一電小売の余剰分、これを主にもらっているということが書いてあるかと思えます。お尋ねしたいことは、要するにマージンスクイーズが起こってないのかということです。旧一電小売から新電力に卸される価格と、旧一電小売が需要者に供給する価格、この差が、例えば逆ざやになってないのかという辺り、もし分かりましたら教えていただければと思えます。

それから、最後ですけれども、新電力が旧一電であった発電事業者から直接電力の供給を受けられるようにするのが「競争政策上望ましい」と書

いてあって、それは確かにそのとおりだと思うんですけども、現状ではなかなかそのようなことは期待し難いということではないかと思えます。

というのは、やはり旧一電の発電部門と販売部門とか実質的にはまだ一体化したままなので、それでは到底そのような期待というのはかなわないのではないかと正直思っているところです。

ですので、一番最後に書いてあったように、発販分離、それも法的分離では駄目なので、所有分離まで踏み込まないと期待外れで終わってしまうのではないかと思います。一番最後のところは意見でございます。

以上です。

○天田調整課長 御質問、ありがとうございます。

まず、1点目の容量市場の関係のところなんですけれども、電源アクセスさせるということに関して、単にシェアが大きいからという理由だけでアクセスさせろというのは、ちょっと乱暴だと考えていまして、他方で費用負担というところに着目したときに、総括原価方式時代に建てられた電源であったり、最近でいうと容量市場という形で市場参加者、小売事業者からもお金を、費用負担させてという形で電源を維持させるというものに関しては、旧一電が運営しているものではありませんけれども、費用という点で他社からも負担してもらっているということになりますので、他社からのアクセス機会が完全にブロックされるということは、競争政策上、正当化されないと考えているところです。

供給力には制約があるので、「何割まで」と数字で申し上げることはできないんですけども、アクセス機会を付与するということに、現在、経済産業省が取り組んでいる内外無差別の要請により、優先して自社グループに対してまず配分するというのではなくて、ヨーイドンで自社グループと他社が交渉できるような形で取引機会が確保されるということが大事なんだと思っているところです。

2点目の御質問の逆ざやになっているのかということに関しては、その点は今回調査で把握できているものではないので、実態としては分かりません。ただ、仮に逆ざやになっていて、その結果、このエリアの新電力の事業活動が困難になるおそれがあるというようなことがあれば、独占

禁止法上も問題になる可能性が出てくるんだろうと思います。

3点目の御意見については、公正な競争環境の確保が進まない場合には、そのような考え方もあり得ると思います。

以上でございます。

○柳川会長 続いて、オンラインで挙手していただいている依田会員、お願いいたします。

○依田会員 こんにちは、京都大学の依田高典でございます。御説明を頂きありがとうございます。

これは今すぐに回答していただく必要はないものでございますが、卸売の市場についてどうしても私は解けない問題があって、後日でも結構ですが、分かったら教えてもらいたいことがあります。それは何かというと、2022年に卸売価格が急騰したというのが非常に大きな社会問題で、それで新電力会社がおおむね撤退してしまって、それで2016年4月以降の小売全面自由化やあるいは送配電分離の仕組みがやや頓挫した背景にあると思います。2023年は歴史的に見て、最も気温が暑かった夏と言われているし、東日本においては原発の再稼働がなかった状況下で、どう考えても需給ひっ迫して2022年度同様にひどいことになるはずだったんですが、卸売市場の価格が全くスパイクしないで、2022年は最大250円までいったのが、今年の7月、8月に関しては25円前後にとどまっていて、10分の1の価格にしかならなかった。

そうすると、ここで今回、理由をいろいろエネ庁や東電が言っているんですけど、全くふに落ちなくて、例えばLNG価格が2022年に比べて下がったといってもまだ現時点において高止まりしていますし、あとリモートワークが減ったから家庭の需要が減ったといってもそんなもの大したものではないし、再エネが導入されたのは確かですが、再エネが導入されて夏の昼間は確かにかなり需給ひっ迫は緩んでいるんですが、逆に太陽光の発電がストップするのは午後5時以降に需給ひっ迫のピークが移っているのに、そっちも一緒に下がっているんで、せっかく卸の分析をしているので、公正取引委員会が分かればそれがいいと思うし、今すぐ分からなくても、僕らが従来の常識で考えていたようなこととは違う何か大きな地殻変動が

起きているのか起きてないのか、何か感じていることはございますか。それが私の質問です。

○天田調整課長 難しい御質問、ありがとうございます。

我々も実際に価格スパイクした要因まで分析しておりませんし、また多分そこをやるのが我々の役目ではないと思っているところです。いずれにしても供給能力は足りていたということがいわれていて、では何で一時的に高騰したのかといわれているところですがけれども、我々としては、引き続きこの市場について、公正競争の確保の観点からウォッチしていきたいと思っております。

○依田会員 やっぱり実態、データに照らし合わせながら分析しなければならないと思いますよ。

以上です。

○柳川会長 それでは、オンラインで御発言を希望の山下会員、お願いいたします。

○山下会員 今の依田先生の視点に非常に近いかもしれないですけれども、今回の報告書ですと、卸というところにフォーカスされたということで、相対取引であるとか長期契約への新電力のアクセスに注目されたんですが、この視点というのは今、依田先生から御指摘があったように、安定的な環境下だと妥当な目標設定とかターゲットだと思うんですけれども、ものすごい不安定な環境下であるとか、2022年のウクライナ侵攻時のエネルギー高騰ような場合ですと、長期契約を結ぶリスクの問題が非常に大きくて、長期契約を結ぶインセンティブはそもそも働きにくいのではないかと思います。

2022年は非常に例外的だったかもしれませんが、今、やはり再生エネルギー、ゼロカーボンの問題、石炭の代替燃料に変えていくという、価格の変動とか不安定さにおいては従来とは異なった元の市場環境になっているのではないかと思います。

そういう意味ではすごく安定した中で固定的な状況で相対とか、長期契約といっているのと何かすごく構造変動が起きているのではないかと思いますので、一体何が作用していて、どの段階の競争というのが一番クリティカルになるのかということをもう少し幅広い視点に立って調査を今後進めていただければと思います。

例えば、2022年だと本来電力の自由化が進んでいたドイツでも、小売企業の赤字化が顕在化して、結局国有、国家独占化された等の状況がありました。また、ドイツでいうと、自由化がすごく進んだ一方で、地域独占化というのが自治体新電力という形で逆に進んでいるということで、競争というのが一面的なものではなくてすごく複合的な状態として現われているという実態があると思います。価格というのは一つキーになると思うんですが、一方でやはり公共インフラとしての電力の安定的な供給、例えば交通のEV化とかいろいろな問題が出てくるので、そういうところも含めた議論というのは今後どうしても出てくると思いますので、今後の課題としていただければと思います。

○天田調整課長 御指摘、ありがとうございます。

外国のことも含めて、視野は広く、引き続きウォッチしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○柳川会長 それではそのほかよろしいでしょうか。

では、どうぞ、竹川会員。

○竹川会員 一つは、やはり電力というのは普通の商材とはちょっと違うと思います。

自由化にどこまで馴染むかというか、本来本当に完全自由化するなら安定供給責任というのを誰が持つのかと多分決めなきゃならなかったと思います、政策的に。そこが決まってないまま自由化をしていて、本当にそれで自由化を進めるといふならアメリカみたいに頻繁に停電するというのを容認するという話もあると思います。それが一つです。

それともう1個は、家庭向け料金規制というのが入っているというのもこれも国民の利益を考えてこういう形をしているので、何が言いたいかという、電力は普通の商材と違ってかなり幅広い観点から見る必要があって、競争政策上、こういう提言を出されるのは非常に重要だし、そこでもうちょっとほかの政策目的も含めて、ある程度融合していかないと、議論していかないといけない分野なんじゃないかなと思ひまして、ちょうど経済産業省が今、自由化の検証みたいなことをやっていますけれども、あの辺に何か意見を出されるなり何なりするという予定はあるんでしょうか。

○天田調整課長 御意見、ありがとうございます。

正におっしゃるとおり、ちょうど今、前回、電力システム改革を踏まえての5年後の検証というのを始めているところで、1年掛けてしっかり、これまでの自由化のメリット、デメリットとか、競争とそれ以外の政策目的といったことも含めて広く議論していくと承知しております、そういった議論をしていく中で、一つ素材として今回の報告書も活用させていただいて、最終的に制度設計していくかというのは、そこは資源エネルギー庁の政策としてやっていくということになりますので、その際の一助にさせていただければというふうに考えているところです。

○柳川会長 それではまだまだ御意見おありかと思えますけれども、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」ということで、深町経済取引局総務課長から御説明をお願いいたします。

○深町経済取引局総務課長 それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

スライド2枚目でございます。

こちらに本ガイドの趣旨・目的及び特徴をまとめてございます。

まず、趣旨・目的でございますけれども、公正かつ自由な競争を促進していくためには競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要だということで、今回、このガイドを作ったということでございます。昨年12月に公表してございます。

特徴でございますけれども、こちら2点挙げておりますけれども、まず1点目としましては、公正取引委員会が過去10本ほど実態調査を実施しております、その実態調査の結果を踏まえています。また、各国・地域の競争当局も同様のガイドを作成しております、そういったガイドも参考にしながら、実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの構成要素やその意義・本質・留意点等を網羅的・体系的に整理していることでございます。以上が1点目の特徴でございます。

2点目としましては、独占禁止法コンプライアンスに積極的に取り組んでいる企業等の「生の声」を好取組事例として紹介していることございまして、この「生の声」を紹介しているというのは諸外国のガイドにはな

い日本の特徴と言えるかと思えます。

次のスライド3枚目でございます。

こちらがガイドの全体像でございます。左側に大きな図がございますけれども、この青いところ、これが違反行為を未然に防止するための具体的な施策ということで、四つほど施策を挙げております。オレンジのところ、違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策ということで、こちらも四つほど施策を挙げております。

こういった施策をばらばらに実施するのではなくて、真ん中の緑のところ、書いてございます経営トップの関与等々、こうした基本的な原則を踏まえて、体系的にコンプライアンスプログラムを構成していく必要があるということ、こちらがポイントの①に書かれていることでございます。

図の下の方にありますけれども、このプログラムは、作って終わりということではなくて、定期的な評価とアップデートが必要であるということ、こちらがポイントの③に書いてあることでございます。

図の右の方、ポイント②とございますけれども、今回のガイド自体はフルスペックの内容になっておりまして、例えば中小企業の方等は、なかなか全部行うのは難しいと考えられますので、費用対効果が高いと思われる項目から優先的に取り組んでいただいて、段階的に取組の範囲を広げていただくことが重要である、こちらがポイントの②に書かれていることとなります。

次のスライド4枚目でございますけれども、こちらがこのガイドで取り上げております各構成要素でございます。

まず、上の緑のところでございます。こちらが先ほど申し上げました基本原則ということでございますけれども、「経営トップのコミットメントとイニシアティブ」、「自社の実情に応じた独占禁止法違反リスクの評価とリスクに応じた対応」、「独占禁止法コンプライアンスの推進に係る基本方針・手続の整備・運用」、それから「組織体制の整備及び十分な権限とリソースの配分」、更には「企業グループとしての一体的な取組」、この五つを踏まえていただく必要があるということでございます。

青のところ、こちらが違反行為を未然に防止するための具体的な施策と

ということで、こちらも四つほど挙げてございますけれども、「競争事業者との接触に関する社内ルールの整備・運用」、「独占禁止法に関する社内研修の実施」、「独占禁止法に関する相談体制の整備・運用」、「独占禁止法違反に関する社内懲戒ルール等の整備・運用」、この四つを挙げてございます。

オレンジのところ、違反行為を早期に発見し的確な対応を採るための具体的な施策ということで、「独占禁止法に関する監査の実施」、「内部通報制度の整備・運用」、「独占禁止法に関する社内リニエンシー制度の導入」、また「独占禁止法違反の疑いが生じた後の的確な対応」、こちらの四つを挙げてございます。

一番下のところで、プログラムの定期的な評価とアップデートが必要だということで、全部の14項目についてガイドで紹介しているということでございます。

具体的な内容につきましては、スライドの5ページ以下でございますけれども、本日は詳細な説明は省きますけれども、例えば6ページ目の「経営トップのコミットメントとイニシアティブ」というところを見ていただきますと、こちらは好取組事例として、一番上でございますけれども、経営トップ自ら「コンプライアンス違反から生まれた利益は1円たりとも要らない。」というメッセージを発信したところ、社内のコンプライアンス意識が高まった、「談合しなければ成り立たない事業であれば廃止もやむを得ない。」という強いメッセージをトップ自ら発出したところ、意識が変わったという、こういった好取組事例をこのガイドの中では数多く紹介してございます。

本日は配布しておりませんが、本体の方にはこういった好取組事例がたくさん載っておりますので、企業の方におかれましてはその事例というものを参考にさせていただきたいと考えているところでございます。

今回、公正取引委員会としましては、こうしたガイドを作ったわけでございますけれども、このガイドを参考に、各企業の方が独占禁止法のコンプライアンスに積極的に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお伺いしたいと思います。

事前登録していただきました武田史子会員、お願いいたします。

○武田（史）会員 御説明、ありがとうございました。

私は兼業で寡占企業の社外監査役を務めているのですが、こういう独占禁止法のコンプライアンスに関係したベストプラクティスを集めたガイドがあれば、大変有用であると考えています。

現在も社内研修でeラーニングをやっていますが、それ以外にもたくさんチェックすべきポイントがあることが分かり、大変参考になりました。

本編は去年12月に公表されていたそうですが、まだ見ていなかったこともあり、1点お聞きしたく思いました。11ページにメール等のキーワード検索がありますが、最近では内部監査部門でA Iを活用するということが注目ポイントになっています。今回の本編では、こういうA Iを使った監査についての事例や、導入の仕方やその際のノウハウなどが入っているかどうかお聞かせいただければと思います。

○深町経済取引局総務課長 ありがとうございます。本体の方ではもう少し詳しくメールのキーワード検索等について説明していますが、A Iを使った検索等についてまでは紹介しておりません。ただ今後、このガイドをアップデートしていきたいと考えておりますので、正にそうした企業の先端的な取組等についても、今後調査をして我々も把握した上で、ガイドに反映させていきたいと考えているところでございます。

○柳川会長 ありがとうございます。

それではそのほか御発言、御意見、御希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

特にはいらっしゃらない感じですか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、これで予定していた議題、項目は終わりですけれども、今日は議題が四つあって、一つ目と四つ目というのがある種の実効性をどうやって高めていくかという、なかなかこれも公正取引委員会としては難しい問題で、人員がすごくたくさんいて、全てのところに回れるのであればい

ろいろ全部の取引でちゃんとやられているかチェックできるんですけど、リソースが残念ながら限られている中で、どうやって実効性を持たせていくのかというのはこの4番目のコンプライアンスも含めて、少し新しい課題なんだろうと思います。特に最初のところはかなり大きな政策的な課題になっているものをどうやって実効性を上げていくかという意味では少し新しい課題に直面しているのかなと思いました。

2番目と3番目の部分は、新しい分野において今までルールは一応あったわけですが、線引きをどこで引くのかというのが明確でなかったものをガイドラインを作ってやっていくということも新しい問題だと思いました。

特に、3番目のところは伝統的には事業法の中で、競争政策的なものもこなしていくというものだったものを、全部が事業法ではなくて、やはり競争政策、独占禁止法の部分もこういう形で関与していくというところの一例だと思います。こういうものが大分増えてくるんだろうと思います。そういう意味では、世の中で公正取引委員会が活躍する分野というか、要求される分野が増えてくるんですけど、今までの事業法の分野とどう調整していくのか、どういう線引きをしていくのかというのは先ほども御意見がありましたけれども、電気事業法だけに限らずいろいろな分野で少し新しいチャレンジが幾つか必要なんだろうなと思いますし、今日はそういう点で非常に有意義な取組を御紹介していただけたのではないかと思います。

というわけで、特に御意見が追加でなければ以上で閉会とさせていただきます。

よろしいですか。

それでは、本日は長時間にわたりまして御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

なお、次回の会合については6月上旬頃の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。